

福祉資金 福祉費②-2 技能習得費(長期訓練生計費)

▶ 就職氷河期世代等の自立を図るための技能習得に必要な経費 及びその期間中の生計を維持するために必要な経費

1. 貸付条件

| 技能習得期間 | 貸付限度額 (※1、※2) | 償還期間 | 据置期間 |
|--------|------------------|-------|-----------------------------------|
| 1年程度 | 2,200,000円 | 10年以内 | 6ヶ月以内 (当該学校を卒業 若しくは退学した翌月から起算) |
| 2年程度 | 4,000,000円 | 12年以内 | |
| 3年以内 | 5,800,000円 | 15年以内 | |

○借受人：次のいずれにも該当し、技能を習得する者

- ① 市町村個人住民税非課税の者
- ② 社会情勢や過去の疾病等やむを得ない事情により、これまで安定した職に就くことができず、今後も安定した収入を得られる職に就くことが困難と判断できる者。
- ③ 国家資格等の資格を取得するための長期の公共訓練コース等と職場実習を一体的に組み合わせたメニューの受講前及び受講後に、自立相談支援機関による支援（プラン作成、就労支援）を受ける者

○連帯借受人：原則、技能を習得する者の属する世帯の生計中心者(世帯主)

○連帯保証人：原則1名

○貸付利子：無利子（生計中心者が連帯借受人とならない場合、連帯保証人がいない場合は年1.5%）

○貸付適用期間：令和2年4月1日から令和5年3月31日の間に貸付決定したもの

2. 申込みに必要な書類

| <input checked="" type="checkbox"/> | 書類 | 備考 |
|-------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| | 生活福祉資金借入申込書 | (所定の様式) |
| | 世帯全員の住民票 | 3ヶ月以内に発行されたもの(※3) |
| | 世帯で収入のある者全員の所得証明書 | 前年の所得が確認でき、3ヶ月以内に発行されたもの(※4) 世帯員の証明書が取得できないやむを得ない事情がある場合は省略可(申請者の証明書は必須) |
| | 在学証明等、知識・技能を習得する施設(学校)の入所又は入所見込証明書 | |
| | 技能習得期間およびかかる費用が記載されたもの | 入学案内・学校案内、見積書等 ※見積書は、見積年月日の記載されたもの |
| | 連帯保証人の所得証明書 | 前年の所得が確認でき、3ヶ月以内に発行されたもの(※4) |
| | 自立相談支援機関の「相談申込が受理された書類」の写し 等 | 「相談受付・申込票」に自立相談支援機関の受付印が押印されたものの写し |

※貸付審査に際し、必要に応じて上記以外にも追加書類の提出を求めています。

※1 貸付金は、千円単位で申込む。必要月額×必要月数を計算して申込む。

※2 支度に要する費用は、貸付限度額の範囲内において500,000円まで(千円単位)。

※3 外国人の方は、「在留資格」、「在留期間」、「在留期間満了の日」が確認できるもの。

※4 自営業の場合、確定申告書の写しも添付。また勤続年数が短い等の場合、直近3ヶ月の給与明細等の写しも添付。